

東京大学グローバルリーダー育成プログラム推進室内規

平成25年2月21日

総長 裁定

改正 平成31年3月14日

(趣旨)

第1条 東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置される東京大学グローバルリーダー育成プログラム推進室（以下「室」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 室は、国際社会における指導的人材を育成する目的に特化した学士課程の教育プログラム「グローバルリーダー育成プログラム」（以下「GLP」という。）を効果的に実施するため、関連業務を総括することを目的とする。

(任務)

第3条 室は、前条の目的を達成するため、部局との連携協力の下、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 後期課程におけるGLPの企画立案及び調整
- (2) 後期課程におけるGLPの受講者の選抜
- (3) GLPの一環として行うサマープログラム等の実施に必要な大学間連携
- (4) GLPにおける前期課程と後期課程との効果的な接続についての研究
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 室に、室長及び室員を置く。

- 2 室長は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、室の業務を統括する。
- 4 室員は、室長が指名する者をもって充てる。

(事務)

第5条 室の事務は、本部国際交流課の協力を得て本部学務課において処理する。

(補則)

第6条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成25年2月21日から実施する。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。